

令和8年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金 Q&A

令和8年8月31日

番号	分類	質問	回答
1	制度	訪問機能の導入とはどういったことか。	訪問介護事業所としての指定又は基準該当訪問介護事業所としての登録を受けることを指します。 なお、基準該当訪問介護事業所としての登録については、所在する市町村にご確認ください。
2	制度	人員基準等は緩和されるのか。	緩和されません。 指定等を受ける際は、基準に則った体制の整備をお願いいたします。
3	補助対象	〇〇市の△△という地域は「訪問介護事業所が1か所もない地域又は必要なサービス提供が困難な状況(提供回数や移動距離等を勘案)にある地域」に該当するか。	地域の実情を踏まえて個別に判断いたしますので、不明な場合は県までご相談ください。
4	補助対象	施設に併設している通所介護事業所等も対象か。	併設施設の利用者のみへの訪問を想定している場合は対象外となります。 なお、訪問機能導入後の訪問先について、実績報告時に記録等を確認させていただく予定です。
5	補助対象	4月に訪問介護として指定を受けた通所介護事業所は対象外か。	補助金の対象期間内(令和8年4月1日～令和9年2月28日)のため対象となります。
6	補助対象	3月に訪問介護として指定を受けた通所介護事業所は対象外か。	令和8年4月1日時点で以下の①と②に該当する場合、令和8年4月1日以降の訪問については、交付要綱第3条(2)「訪問機能導入後の一定期間の経営安定化の支援に係る経費」の対象となります。 ①指定を受けてから6か月を超えていない ②訪問回数が300回/月に達していない。 また、他の補助対象事業についても対象となる場合がありますので、申請をご検討される場合は、県へご相談ください。